

府中市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和 8 年 3 月 3 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市規則第 7 号

府中市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

府中市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（令和 7 年 9 月府中市条例第 29 号）付則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。